

大阪市規則第87号

大阪市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市青少年問題協議会条例施行規則（昭和29年大阪市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規則は、大阪市青少年問題協議会条例（昭和28年大阪市条例第66号） <u>第7条の規定に基づき</u> 、大阪市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、大阪市青少年問題協議会条例（昭和28年大阪市条例第66号） <u>第8条の規定に基づき</u> 、大阪市青少年問題協議会（以下協議会という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。